

提 案 す る 諸 条 例 等 の 制 定 要 旨

議案第 4 9 号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和 7 年度税制改正に係る「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 7 号) 等が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布等されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、公示送達の方法について、公示事項を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことで公示送達を行うことが可能となるもの、市民税については、控除すべき金額について、特定親族特別控除額の創設に伴う措置、市たばこ税については、加熱式たばこに係る課税標準の特例に伴う措置を規定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 1 月 1 日外と定めています。

議案第 5 0 号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、兵庫県福祉医療制度において、所得要件及び低所得判定基準額が 80 万円以下から 80 万 9 千円以下へ変更となり、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱、母子家庭等医療費給付事業実施要綱及び高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 7 年 7 月 1 日と定めています。